

第9回合併協議会が開かれました

7月16日（金）佐久市研修センターで第9回合併協議会が開催されました。

合併協議会では、協議する項目として、総務専門部会 20 項目、民生専門部会 1 項目、保健福祉専門部会 12 項目、建設専門部会 20 項目、教育専門部会 2 項目、合計 55 項目、合併協議会で承認する項目として、総務専門部会 20 項目、民生専門部会 119 項目、保健福祉専門部会 161 項目、経済専門部会 2 項目、建設専門部会 56 項目、教育専門部会 4 項目、議会専門部会 31 項目、合計 393 項目が承認されました。

また、次回合併協議会で協議する項目として、総務専門部会 7 項目、民生専門部会 2 項目、保健福祉専門部会 7 項目、経済専門部会 4 項目、合計 20 項目、合併協議会に承認を求める項目として、総務専門部会 1 項目、民生専門部会 2 項目、合計 3 項目について事務局より説明がありました。

**市町村合併を
考えよう！**

No. 32

合併協議会承認事項（抜粋）

調整前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
スポーツ少年団交付金	4市町村で実施しているが、交付金に差異があります。	合併時、新市において交付金が統一されます。	他のスポーツ団体が練習等のためスポーツ施設を使用する場合は有料となるが、スポーツ少年団が使用する場合は、少年スポーツの振興という意味において、全額免除とされます。
		交付金は1万円とする。 参考例 小諸市 2万円、上田市 1万円 飯田市 5千円	
公民館グループ・クラブ活動補助金	臼田町・浅科村が交付しているが、補助金に差異があります。	合併時、新たにグループ活動推進協議会が設置され、協議会に補助されます。 個々の団体への補助は合併時廃止されます。	臼田町の例により、グループ活動推進協議会が新たに設置され、団体に補助がされます。
スポーツ振興審議会	佐久市・臼田町が実施しているが、委員構成、報酬に差異があります。	合併時、新市において設置されます。	スポーツ振興法に基づき条例が定められます。 委員構成については、佐久市の例によります。 委員数及び委員報酬は非常勤特別職等の協議の扱いによります。
公民館運営審議会	佐久市・浅科村・望月町が実施しているが、委員数、委員構成、委員報酬に差異があります。	合併時、新市において設置されます。	委員構成については、佐久市の例によります。 委員数及び委員報酬は非常勤特別職等の協議の扱いによります。
体育協会	4市町村が同様に実施しています。	合併時、体育協会の組織の統一がされます。	佐久市の体育協会の事業、組織をベースにして新市の体育協会が組織されます。
スポーツ教室	4市町村が実施しているが、教室の種類及び参加料金に差異があります。	教室の種類は住民ニーズを把握して決定されます。 参加料は統一されます。	受益者負担を原則とし、参加費について各市町村に差異があるが、新市において参加費が統一されます。教室の種類は各市町村の今までの事業を尊重しながら、住民ニーズを把握し、調整が図られます。
図書館管理運営業務	4市町村で図書館を設置しているが、管理運営内容に差異があります。	4市町村の図書館の個性を尊重しながら、合併時現行どおりとし、合併後住民サービスに主体を置いたネットワーク化が図られます。	
市町村民憲章	4市町村の憲章の内容に違いがあります。	合併後、新たに憲章を制定します。	新市の市民として新たに討議し制定していきます。
	【臼田町の現況】 自然と福祉施設、文化財を生かし明るく豊かな住みよい町づくりのため、全町一体となって進む目標としています。 臼田町は佐久平の中央に位置し、自然と福祉施設、文化財に恵まれた田園の町です。 この特性を活かし、明るく豊かな住みよい町づくりのため、全町一体となって進む目標としてここに町民憲章を定めています。 1 自然を守り環境を整え、緑あふれる町をつくりましょう 1 産業を興し勤労に感謝し活力ある町をつくりましょう 1 思いやりの心と地域の連帯を深め、充実した福祉の町をつくりましょう 1 健康を守り生涯教育につとめ、文化の香り高い町をつくりましょう 1 平和と自由を愛し、広く世界に眼を向け正義の町をつくりましょう		

調整前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
都市宣言	4市町村の都市宣言の内容に違いがある。	合併後、新市において制定する。	すべての宣言を引き継ぐことを基本とするが、時代の要請と照らして見直しも行っていく。
	【臼田町の現況】 臼田町の宣言 ・交通安全の町宣言 ・福祉の町宣言 ・暴力追放宣言 ・暴走族追放する宣言 ・非核、平和の臼田町宣言 ・深宇宙の窓“星の町うすだ”宣言	・人権尊重の町宣言 ・青色申告と振替納税推進の町 ・ゆとり宣言 ・青少年健全育成の都市宣言 ・環境宣言 ・「シートベルト着用の町」宣言	
夜間窓口	臼田町・浅科村・望月町が実施しているが、実施方法に差異がある。	合併後、市役所及び各支所において統一して実施する。	具体的な事務処理方法は、臼田町の例による。 (勤務時間については、時差出勤対応)
	【臼田町の現況】 日曜、祝祭日を除く毎日。午後6時30分まで。 業務内容は、住民票、戸籍、印鑑、税務の各諸証明の発行業務に限る。 担当は、住民係1名。税務係1名。		<実施日・時間> 土曜、日曜、祝祭日、年末年始休業を除く毎日午後6時30分まで <業務内容> 住民票・戸籍・印鑑・税務の各諸証明
情報公開制度	4市町村間で請求対象者、実施機関、開示対象とする公文書の作成時期について差異がある。	合併時、内容を統一し、推進する。	制度主旨、情報の開示、不開示の基準、請求から開示決定までの流れについては、情報公開法で定められているが、佐久市は法律ができてから条例制定したため条例の内容は法律に添ったものとなっている。
	【臼田町の現況】 (概要) 公文書の開示に関し必要な事項を定めるとともに行政情報開示制度の総合的な推進を図ることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町民参加を促進する。 (請求対象者) ・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・町内の事務所又は事業所に勤務する者 ・町内の学校に在学する者 (条例が適用される実施機関) 町長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 (開示の方法) 閲覧及び写しの交付 (費用) 公文書の写しの交付に要する費用は、実費 (開示決定に対し不服申立てが合った場合) 臼田町情報公開・個人情報保護審議会に諮問する。 *平成11年4月1日以後に作成した公文書が開示対象		しかし、法律ができる以前に条例が制定され、運用されている町村もあるため、条例・規則については佐久市の例を基本とし、現行の各市町村の内容の統一を図る。 合併時に条例制定
個人情報保護制度	4市町村とも同様に実施しており、問題なし。	合併時、新市において策定し、推進する。	個人の権利利益を保護するための制度であり、各町村ともに条例・規則で共通事項として定められている。
	【臼田町の現況】 (概要) 町の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することにより、基本的人権の擁護及び公正で開かれた町政の確立を図る。 (請求等の種類) ・自己情報の開示請求 ・自己情報の訂正請求 ・自己情報の中止の申出 (請求対象者) 原則として、本人のみ (費用) 公文書の写しの交付に要する費用は、実費 (開示決定に対し不服申立てが合った場合) 臼田町公文書公開審査会に諮問する。		
フォトニュース発行	佐久市が単独で実施している。	合併時に、新市において実施する。	概 要 四半期ごとの市政主な出来事を写真等で紹介 発行回数 年4回 掲示場所 各行政区ほか官庁・学校・市出先機関

調整前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
子ども議会	佐久市；浅科村・望月町が実施している。	合併時、佐久市・浅科村・望月町の例を基に実施する。	概要 議会の仕組み、運営方法を実際に体験・理解し、子どもならではの発想等に基づいた市づくりのための意見や要望を開き、市政推進に役立てることを目的とする。 出席者 市 側－市長ほか理事者、議会出席部課長 学校側－新区域に属する小中学校児童生徒
公共施設事業補助金	4市町村とも補助しているが、補助率・補助限度額に差異がある。	合併時、制度を統一して実施する。	概要 区の公会場及び区民広場等の施設整備に対して補助を実施する。 ○公会場本体の新築または公会場建物購入経費 →補助率3分の1以内、補助限度額8,000千円 ○公共的施設の設置及び改修に要する経費 →補助率4分の1以内、補助限度額2,500千円 ○公会場又は公共的施設の敷地の購入に要する経費 →補助率5分の4以内、補助限度額10,000千円 ＊いずれも事業費が8万円に満たない場合は非補助
	【臼田町の現況】 区の公会場及び区民広場等の施設整備に対する補助金		
	補助対象経費	補助率	補助事業限度額
	公会場本体の新築・全部改築若しくは増築又は公会場用建物購入に要する経費	70%	30,000,000
	公会場本体の一部改築若しくは修繕、又は公会場付帯施設の設置若しくは改修に要する経費	50%	1,000,000 ～ 300,000
	既設公会場の下水道施設設置に係る経費	70%	2,500,000
	公共的施設の設置に要する経費	100%	2,500,000
情報公開・個人情報保護審議会	臼田町・浅科村・望月町は、情報公開と個人情報保護の審議会（審査会）が別々に設置されている。 委員の任期が佐久市3年、臼田町・浅科村・望月町は2年で差異がある。	合併時、情報公開と個人情報保護について1つの審議会として設置する。	委員数 5名 委員の任期 3年 委員構成 識見を有するもののうちから市長が任命 報酬は、非常勤特別職の報酬等の協議取扱いによる。 具体的な、事務処理方法は、佐久市の例による。
	【臼田町の現況】 1. 目的 臼田町情報公開条例及び臼田町個人情報保護条例に基づく開示決定に対する不服申立てについて調査審議するほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について調査審議する。 2. 委員数 5名 3. 委員構成 識見を有する者のうちから町長が任命		
土地開発公社	佐久市・臼田町・浅科村において設立されているが、新市において統合する必要がある。	臼田町・浅科村の各土地開発公社を解散するとともに、佐久市土地開発公社を定款変更により新市の土地開発公社とする。	・統廃合の根拠 公有地拡大の推進に関する法律第22条（解散） 同法第23条で準用する民法第73条、74条、77条、78条（清算）
	【臼田町の現況】 （設置の目的） 公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより臼田町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。 構成員（設立団体） 臼田町 役員（定数 理事10人以上15人以内） 理事14人 監事2人 （主資金） 3,000千円		

調整前		調整案	調整案の詳細	
事業名称	問題点			
総合計画	新市において策定する必要がある	合併後、新市において策定する。	新市建設計画を踏まえ、合併後速やかに策定。	
	【臼田町の現況】 1. 名称 第4次臼田町総合計画 2. 計画の構成 「基本構想」「基本計画」 3. 計画期間 初年度 平成12年度 目標年度 平成21年度			
実施計画	新市において策定する必要がある。	合併後、新市において策定する。	新市建設計画と総合計画を踏まえ、合併後速やかに策定。	
	【臼田町の現況】 1. 計画期間 3年間 2. 策定の方法 毎年向こう3年間の事業計画をローリングさせ財政的裏付けに基づき、事業を計画的に進める。			
辺地総合整備計画	新市において策定する必要がある。	合併後、新市において策定する。		
	【臼田町の現況】 1. 指定区域 丸山・馬坂・広川原、湯原新田、十二新田 2. 総合整備計画の概要 計画年次 平成13年度～平成17年度			
	地区名	事業主体		事業費（千円）
	丸山・馬坂・広川原	臼田町		83,000
	湯原新田	臼田町		145,000
十二新田	臼田町	40,000		
千曲川高原リゾート構想	4市町村が同様に実施しており、問題なし。	合併時、現行どおりとする。	重点整備地区として国の承認を得ている。現在は休止状態となっているが、現行「千曲川高原リゾート構想」どおりとする。	
	【臼田町の現況】 1. 経過 千曲川高原リゾート整備推進連絡協議会により整備推進をしている。 協議会の構成（会長、副会長、監事、委員、特別委員） 2. 臼田町での対応 臼田町は、本構想の重点整備地区として「佐久西部高原地区」が平成2年2月に国の承認を得ている。 同地区内では総合運動公園、スタードームなどが整備されている。			
土地利用計画の総合整備	4市町村間で計画内容・目標年次に差異がある。	合併後、新市において計画を策定する。	新市において策定される総合計画、基本構想に則して、新たに策定する。	
	【臼田町の現況】 1. 土地利用計画による総合調整を行う。 ※平成元年策定の計画は、平成12年を目標年次としており、現在新計画を策定中。			
佐久広域連合	4市町村とも加入しており、問題なし。	合併時、新市として加入する。	合併時までに、新市の広域連合の議員定数及び市町村分担金の負担割合に係る佐久広域連合規約改正並びに負債整理について、佐久広域連合との協議を進める。	
	【臼田町の現況】 1. 目標 ①16市町村の事務の一部を共同処理 ②広域計画を作成し、実施のための連絡調整及び、総合的・計画的な事務処理 2. 構成市町村 ①佐久市 ②小諸市 ③軽井沢町 ④臼田町 ⑤御代田町 ⑥望月町 ⑦佐久町 ⑧立科町 ⑨小海町 ⑩浅科村 ⑪北御牧村 ⑫川上村 ⑬八千穂村 ⑭南牧村 ⑮南相木村 ⑯北相木村 3. 選出議員数（定数 34名） 34名			

第12回 合併協議会のお知らせ

日時 8月19日(木) 午後3時30分～

場所 佐久市役所8階大会議室